

平成 24 年第 1 回安城市議会定例会付議案件

24. 2. 14

内 容	
議案番号	第1号議案
議案名	安城市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
摘要	<p>福祉に関する業務の多様化に対応し、及び子育て支援の体制を整備するもの 24. 4. 1～</p> <p>1 保健福祉部の廃止</p> <p>2 福祉部及び子育て健康部の新設 福祉部の分掌する事務</p> <p>(1) 社会福祉に関すること。 (2) 介護保険に関すること。 (3) 国民健康保険に関すること。 (4) 国民年金に関すること。 (5) その他市民福祉の向上に関すること。</p> <p>子育て健康部の分掌する事務</p> <p>(1) 子育て支援に関すること。 (2) 保育に関すること。 (3) 保健衛生に関すること。 (4) その他子育て及び健康に関すること。</p>
議案番号	第2号議案
議案名	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘要	<p>配偶者と別居して単身で赴任する職員の経済的負担を軽減するもの 公布の日～</p> <p>職員に支給する給与に単身赴任手当を加える。</p> <p>(1) 支給の対象となる職員は、赴任に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居する職員で、従前の住居からの通勤距離が基準以上のものとする。</p> <p>(2) 手当の月額は、23,000円に、配偶者の住居との交通距離に応じ45,000円までの範囲内の額を加算した額とする。</p> <p>(3) 第1号のやむを得ない事情及び通勤距離の基準、第2号の交通距離に応じ加算する額その他必要な事項は規則で定める。</p> <p>(4) 適用は平成23年9月1日からとする。</p>

内 容	
議案番号	第3号議案
議案名	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方税法等の改正及び減免手続の見直しに伴うもの 公布の日～ 2-25. 1. 1～ 3-25. 4. 1～</p> <p>1 平成26年度から平成35年度までの間に限り、個人市民税の均等割の標準税率を500円引き上げる特例を設ける。</p> <p>2 退職所得に係る個人市民税の10パーセントの税額控除の特例を廃止する。</p> <p>3 たばこ税の税率を1,000本につき644円引き上げる。</p> <p>4 固定資産税及び特別土地保有税に関し、災害を理由とする減免の申請期限を事由の発生の日から30日以内とする。</p>
議案番号	第4号議案
議案名	安城市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>住民基本台帳法の改正等に伴うもの 1-24. 4. 1～ 2-24. 7. 9～</p> <p>1 引用している児童福祉法の条項名の変更 第3条第2項第5号中「第6条の3第1項」→「第6条の4第1項」</p> <p>2 住民基本台帳法の改正及び外国人登録法の廃止に伴う、支給要件の変更</p>
議案番号	第5号議案
議案名	安城市知的障害児通園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>児童福祉法の改正に伴うもの 24. 4. 1～</p> <p>1 題名の変更 題名中「安城市知的障害児通園施設」→「安城市立サルビア学園」</p> <p>2 サルビア学園の業務及び児童の入退園の要件の変更</p>

内 容													
議 案 番 号	第 6 号議案												
議 案 名	安城市障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例の制定について												
摘 要	<p>住民基本台帳法の改正等に伴うもの 1-24. 4. 1~ 2-24. 7. 9~</p> <p>1 引用している児童福祉法の用語の変更 第 10 条第 3 号中「第 4 2 条に規定する知的障害児施設、同法第 4 3 条の 3 に規定する肢体不自由児施設及び同法第 4 3 条の 4 に規定する重症心身障害児施設」→「第 4 2 条に規定する障害児入所施設」</p> <p>2 住民基本台帳法の改正及び外国人登録法の廃止に伴う、支給要件の変更</p>												
議 案 番 号	第 7 号議案												
議 案 名	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について												
摘 要	<p>保険給付費の増加に対応し、国民健康保険制度の適正な運営を図るもの 24. 4. 1~</p> <p>1 基礎課税額の改定 (1) 所得割 3. 28/100 → 4. 48/100 [3. 88/100] (2) 資産割 15. 2/100 → 14. 4/100 (3) 均等割 23, 600円 → 24, 400円 [24, 000円]</p> <p>2 後期高齢者支援金等課税額の改定 (1) 所得割 0. 82/100 → 1. 12/100 [0. 97/100] (2) 資産割 3. 8/100 → 3. 6/100 (3) 均等割 5, 900円 → 6, 100円 [6, 000円]</p> <p>3 介護納付金課税額の改定 (1) 限度額 10万円 → 12万円</p> <p>4 基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る軽減額の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基礎課税額均等割軽減額</th> <th>後期高齢者支援金等課税額均等割軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 27 条第 1 号 (7 割軽減)</td> <td>16, 520円→17, 080円 [16, 800円]</td> <td>4, 130円→4, 270円 [4, 000円]</td> </tr> <tr> <td>第 27 条第 2 号 (5 割軽減)</td> <td>11, 800円→12, 200円 [12, 000円]</td> <td>2, 950円→3, 050円 [3, 000円]</td> </tr> <tr> <td>第 27 条第 3 号 (2 割軽減)</td> <td>4, 720円→4, 880円 [4, 800円]</td> <td>1, 180円→1, 220円 [1, 200円]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ [] 内の数値は、経過措置として平成 24 年度に限り、適用されるもの</p> <p>5 各納期の分割金額を 1, 000円単位から 100円単位にし、100円未満の端数金額を最初の納期の分割金額に合算して徴収するよう改正する。</p>	区 分	基礎課税額均等割軽減額	後期高齢者支援金等課税額均等割軽減額	第 27 条第 1 号 (7 割軽減)	16, 520円→17, 080円 [16, 800円]	4, 130円→4, 270円 [4, 000円]	第 27 条第 2 号 (5 割軽減)	11, 800円→12, 200円 [12, 000円]	2, 950円→3, 050円 [3, 000円]	第 27 条第 3 号 (2 割軽減)	4, 720円→4, 880円 [4, 800円]	1, 180円→1, 220円 [1, 200円]
区 分	基礎課税額均等割軽減額	後期高齢者支援金等課税額均等割軽減額											
第 27 条第 1 号 (7 割軽減)	16, 520円→17, 080円 [16, 800円]	4, 130円→4, 270円 [4, 000円]											
第 27 条第 2 号 (5 割軽減)	11, 800円→12, 200円 [12, 000円]	2, 950円→3, 050円 [3, 000円]											
第 27 条第 3 号 (2 割軽減)	4, 720円→4, 880円 [4, 800円]	1, 180円→1, 220円 [1, 200円]											

内 容	
議案番号	第8号議案
議案名	安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

介護保険法施行令の改正等に伴うもの 24. 4. 1～

1 保険料率の算定に関する基準の見直し及び第1号被保険者の保険料率の設定

改正前 (平成21年度から平成23年度まで)			改正後 (平成24年度から平成26年度まで)		
区分	対象者	保険料額 (年額)	区分	対象者	保険料額 (年額)
(1)	令第39条第1項第1号に掲げる者(生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者)	15,540円 (基準額×0.35)	(1)	令第39条第1項第1号に掲げる者(生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者)	17,430円 (基準額×0.35)
(2)	令第39条第1項第2号に掲げる者(市民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下であり、かつ、(1)に該当しないもの)	19,980円 (基準額×0.45)	(2)	令第39条第1項第2号に掲げる者(市民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下であり、かつ、(1)に該当しないもの)	22,410円 (基準額×0.45)
(3)	令第39条第1項第3号に掲げる者(市民税世帯非課税者で(1)及び(2)に該当しないもの)	28,860円 (基準額×0.65)	(3)	令第39条第1項第3号に掲げる者(市民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円以下であり、かつ、(1)及び(2)に該当しないもの)	29,880円 (基準額×0.60)
			(4)	令第39条第1項第3号に掲げる者(市民税世帯非課税者で(1)から(3)までのいずれにも該当しないもの)	32,370円 (基準額×0.65)
(4)	令第39条第1項第4号に掲げる者(市民税非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下であり、かつ、(1)から(3)までのいずれにも該当しないもの)	35,520円 (基準額×0.80)	(5)	令第39条第1項第4号に掲げる者(市民税非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下であり、かつ、(1)から(4)までのいずれにも該当しないもの)	39,840円 (基準額×0.80)
(5)	令第39条第1項第4号に掲げる者(市民税非課税者で(1)から(4)までのいずれにも該当しないもの)	44,400円 (基準額×1.00)	(6)	令第39条第1項第4号に掲げる者(市民税非課税者で(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの)	49,800円 (基準額×1.00)
(6)	令第39条第1項第5号に掲げる者(合計所得金額125万円未満で(1)から(5)までのいずれにも該当しない者)	48,840円 (基準額×1.10)	(7)	令第39条第1項第5号に掲げる者(合計所得金額125万円未満で(1)から(6)までのいずれにも該当しない者)	54,780円 (基準額×1.10)

摘要

(7)	令第39条第1項第6号に掲げる者(合計所得金額200万円未満で(1)から(6)までのいずれにも該当しない者)	55,500円 (基準額×1.25)	(8)	令第39条第1項第6号に掲げる者(合計所得金額200万円未満で(1)から(7)までのいずれにも該当しない者)	62,250円 (基準額×1.25)
(8)	令第39条第1項第6号に掲げる者(合計所得金額500万円未満で(1)から(7)までのいずれにも該当しない者)	66,600円 (基準額×1.50)	(9)	令第39条第1項第6号に掲げる者(合計所得金額300万円未満で(1)から(8)までのいずれにも該当しない者)	74,700円 (基準額×1.50)
			(10)	令第39条第1項第6号に掲げる者(合計所得金額500万円未満で(1)から(9)までのいずれにも該当しない者)	79,680円 (基準額×1.60)
			(11)	令第39条第1項第6号に掲げる者(合計所得金額700万円未満で(1)から(10)までのいずれにも該当しない者)	84,660円 (基準額×1.70)
(9)	令第39条第1項第7号に掲げる者((1)から(8)までのいずれにも該当しない者)	71,040円 (基準額×1.60)	(12)	令第39条第1項第7号に掲げる者((1)から(11)までのいずれにも該当しない者)	89,640円 (基準額×1.80)

2 特別の事由がある者も減免の対象とするよう改正する。

議案番号	第9号議案	
議案名	安城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
摘要	住民基本台帳法の改正等に伴うもの 24. 7. 9～	
	<p>1 住民基本台帳法の改正及び外国人登録法の廃止に伴う、登録資格の変更</p> <p>2 外国人住民の登録印鑑については、通称又は氏名のカタカナ表記によるものを認める。</p>	

内 容	
議 案 番 号	第 1 0 号議案
議 案 名	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>手数料の単位及び金額の見直し並びに住民基本台帳法の改正等に伴うもの 1 - 24. 4. 1 ~ 2 - 24. 7. 9 ~</p> <p>1 身分に関する証明に係る手数料の単位及び金額の見直し 1 件 1 0 0 円 → 1 通 2 0 0 円</p> <p>2 外国人登録に関する証明に係る手数料の廃止</p>
議 案 番 号	第 1 1 号議案
議 案 名	安城市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>住民基本台帳法の改正等に伴うもの 24. 7. 9 ~</p> <p>住民基本台帳法の改正及び外国人登録法の廃止に伴う、使用料の適用区分の変更</p>
議 案 番 号	第 1 2 号議案
議 案 名	安城市交通安全条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>高齢者の事故の防止、飲酒運転の根絶及び自転車事故の防止を図り、 公布の日 ~ 市民の安全で快適な生活を実現するもの</p> <p>交通の安全を確保するため、次の項目を追加する。</p> <p>(1) 高齢者の事故の防止 (2) 飲酒運転の根絶 (3) 自転車事故の防止</p>

内 容																	
議案番号	第13号議案																
議案名	安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について																
摘 要	<p>市費負担教員に支給する給与の額について、県費負担教員に準じたものとするもの 24. 4. 1～</p> <p>1 給料表の改定 給料月額の上上げ</p> <p>2 給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額の特例（附則） 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、給料の月額は、条例に定める額から当該額に100分の3を乗じて得た額を減じた額とし、並びに期末手当及び勤勉手当の額は、条例に定める額から当該額に100分の2.5を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。</p>																
議案番号	第14号議案																
議案名	安城市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について																
摘 要	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による図書館法の改正に伴うもの 24. 4. 1～</p> <p>図書館協議会の委員の任命の基準が、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、当該基準を定めるもの</p>																
議案番号	第15号議案																
議案名	安城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について																
摘 要	<p>作野多目的広場の改修に伴い、その使用料を改定するもの 24. 4. 1～</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">作野多目的広場使用料</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">単位</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前</td> <td>午前9時～正午</td> <td>420円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>午後1時～午後4時30分</td> <td>420円</td> <td>240円</td> </tr> </tbody> </table>	作野多目的広場使用料		金額		単位		改正前	改正後	午前	午前9時～正午	420円	240円	午後	午後1時～午後4時30分	420円	240円
作野多目的広場使用料		金額															
単位		改正前	改正後														
午前	午前9時～正午	420円	240円														
午後	午後1時～午後4時30分	420円	240円														
議案番号	第16号議案																
議案名	安城市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について																
摘 要	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による博物館法の改正に伴うもの 24. 4. 1～</p> <p>博物館協議会の委員の任命の基準が、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、当該基準を定めるもの</p>																

内 容	
議 案 番 号	第 1 7 号議案
議 案 名	安城市暴力団排除条例の制定について
摘 要	<p>市、市民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進するもの 24. 4. 1～</p> <p>1 暴力団排除に係る基本理念 2 暴力団排除に係る責務 3 暴力団排除のための措置 (1) 公共工事の契約における暴力団関係者の排除 (2) 公の施設の利用における暴力団の活動の排除 4 暴力団排除に係る支援 市民及び事業者への情報提供 5 暴力団排除に係る青少年に対する指導等 (1) 青少年が暴力団に加入しないための指導 (2) 青少年の育成者への情報提供 6 暴力団排除に係る啓発</p>
議 案 番 号	第 1 8 号議案
議 案 名	安城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による都市計画法の改正に伴うもの 公布の日～</p> <p>引用している都市計画法の条項名の変更 第 2 条第 1 1 号中「第 1 2 条の 5 第 2 項第 3 号」→「第 1 2 条の 5 第 2 項第 1 号」</p>
議 案 番 号	第 1 9 号議案
議 案 名	安城市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の改正に伴うもの 24. 4. 1～</p> <p>公営住宅法の改正に伴い、入居者の資格において同居親族がいることを要件としない老人、障害者等の範囲を定める公営住宅法施行令の規定が削除されたため、当該老人、障害者等の範囲を定めるもの</p>

内 容	
議 案 番 号	第 2 0 号議案
議 案 名	平成 2 3 年度安城市一般会計補正予算（第 6 号）について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 2 1 号議案 ～ 第 2 8 号議案
議 案 名	平成 2 3 年度安城市特別会計補正予算について
摘 要	国民健康保険事業（第 4 号） 土地取得（第 1 号） 下水道事業（第 2 号） 安城北部 土地区画整理事業（第 2 号） 農業集落排水事業（第 1 号） 安城桜井駅周辺特定土地区 画整理事業（第 2 号） 介護保険事業（第 3 号） 後期高齢者医療（第 2 号）の 8 会計 資料別添
議 案 番 号	第 2 9 号議案
議 案 名	平成 2 3 年度安城市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
摘 要	資料別添

内 容	
議 案 番 号	第 3 0 号議案
議 案 名	平成 2 4 年度安城市一般会計予算について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 3 1 号議案 ～ 第 3 9 号議案
議 案 名	平成 2 4 年度安城市特別会計予算について
摘 要	国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 下水道事業 安城北部土地区画整理事業 業 農業集落排水事業 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業 介護保険事業 後期高齢 者医療の 9 会計 資料別添
議 案 番 号	第 4 0 号議案
議 案 名	平成 2 4 年度安城市水道事業会計予算について
摘 要	資料別添

内 容	
議 案 番 号	第 4 1 号議案
議 案 名	工事請負契約の変更について
摘 要	平成 2 3 年第 1 回定例会において議決された工事請負契約の額を変更するもの 横断歩道橋設置工事 変更前金額 191, 100, 000 円 変更後金額 203, 700, 000 円 増 額 12, 600, 000 円
議 案 番 号	第 4 2 号議案
議 案 名	愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
摘 要	住民基本台帳法の改正等に伴うもの 24. 7. 9～ 住民基本台帳法の改正及び外国人登録法の廃止に伴う、負担金の算定方法の変更
議 案 番 号	第 4 3 号議案
議 案 名	市道路線の廃止について
摘 要	土地区画整理事業等に伴うもの 廃止 1 4 路線 8, 327. 60m
議 案 番 号	第 4 4 号議案
議 案 名	市道路線の認定について
摘 要	土地区画整理事業等に伴うもの 認定 2 1 路線 6, 949. 60m 廃止及び認定後の市道 3, 800 路線 1, 245, 136. 31m

内 容	
議 案 番 号	報告第 1 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	<p>せん定枝リサイクルプラントにおける事故の損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 44, 125円</p> <p>2 事故内容 (1) 発生日時 平成24年1月9日 午前11時30分ごろ (2) 発生場所 安城市赤松町地内 (3) 経 過 上記地内の安城市せん定枝リサイクルプラントの敷地において、相手方車両の荷台からせん定枝を降ろす作業をしていた特殊車両の前輪が、当該相手方車両と接触したもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 荷台ゲートの損傷</p> <p>4 過失割合 安城市100% 相手方0%</p> <p>5 専決年月日 平成24年1月30日</p>
議 案 番 号	同意第 1 号
議 案 名	固定資産評価審査委員会委員の選任について
摘 要	<p>委員 山口修の任期満了（平成24年5月10日）に伴う後任の選任</p> <p>固定資産評価審査委員会委員</p> <p>任期 3年</p> <p>定数 3人</p> <p>要件 本市の住民、市税の納税義務者又は固定資産の評価について学識経験を有する者</p>
議 案 番 号	諮問第 1 号
議 案 名	人権擁護委員の推薦について
摘 要	<p>委員 鈴木治雄の任期満了（平成24年6月30日）に伴う後任の推薦</p> <p>人権擁護委員</p> <p>任期 3年</p> <p>委員数 8人</p> <p>要件 本市議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のあるもの（社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等）又は弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、若しくはこれを支持する団体の構成員</p>